

第9期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画の策定に向けて

本市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者施策の展開と中長期的な視点にもとづいた給付サービスを提供してきたところです。また、計画の基本理念として、「共に創るふれあい 支え合いのまちづくり」を掲げ、本市における地域包括ケアシステム（住み慣れた地域で最期まで過ごすことができる環境づくり）の深化・推進に取り組んでいます。

人口の大きなボリュームゾーンを占める団塊の世代について、令和4年度から75歳以上の後期高齢者となりはじめ、令和7年度には全員が後期高齢者となります。さらに、高齢者の増加に加え、支え手となる現役世代が減少することから、今後は、安定した介護保険制度に向けた介護サービス等の基盤の整備等に加え、健康寿命の延伸のための介護予防や認知症予防等の取組や、様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会に向けた取組の推進が一層重要となってまいります。また、全国一律的な制度ではカバーしきれない課題への対応、地域主導の持続可能な仕組みづくりといった点から、今後一層の地域の創意工夫が求められます。

こうした動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証したうえで、令和22（2040）年を見据えた更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すため、現行計画終了後の令和6（2024）年度を初年度とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

(2) 計画策定の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」に相当します。当該市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

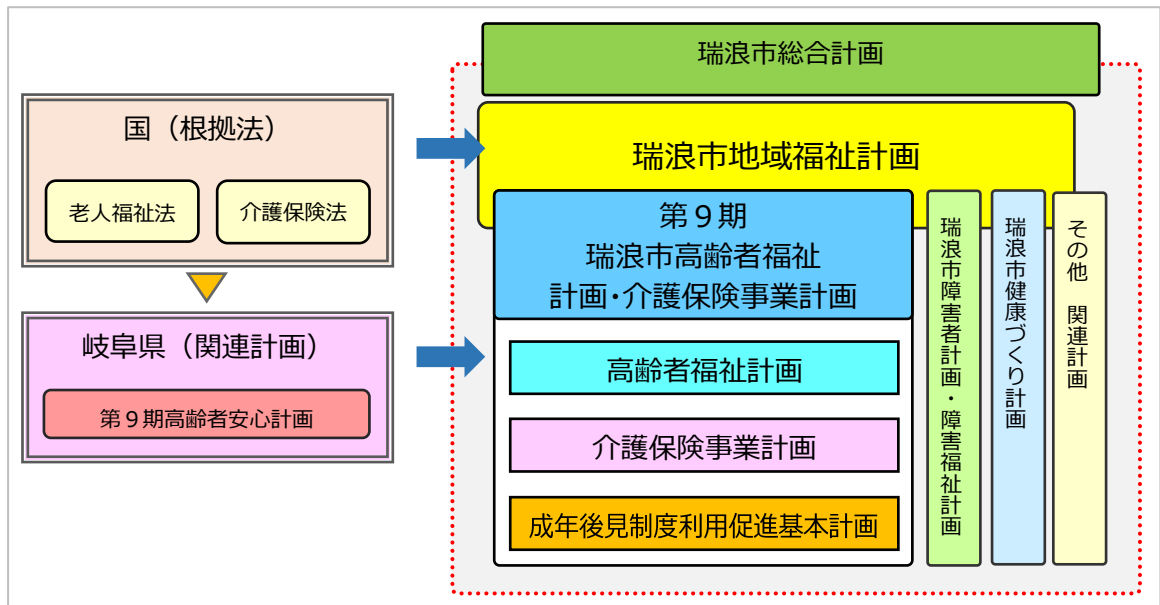
介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」に相当します。介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えること等を定めるものです。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者福祉の施策を実施するにあたり、密接に関連し切り離せないものであることから、両計画を一体化して策定を進めるものです。

(3) 計画の位置づけ

上位計画の「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめとする国・県・市の関連計画等との整合性を図って策定します。また、平成 28 年 4 月に公布された成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を含むものとします。

■計画の位置づけ



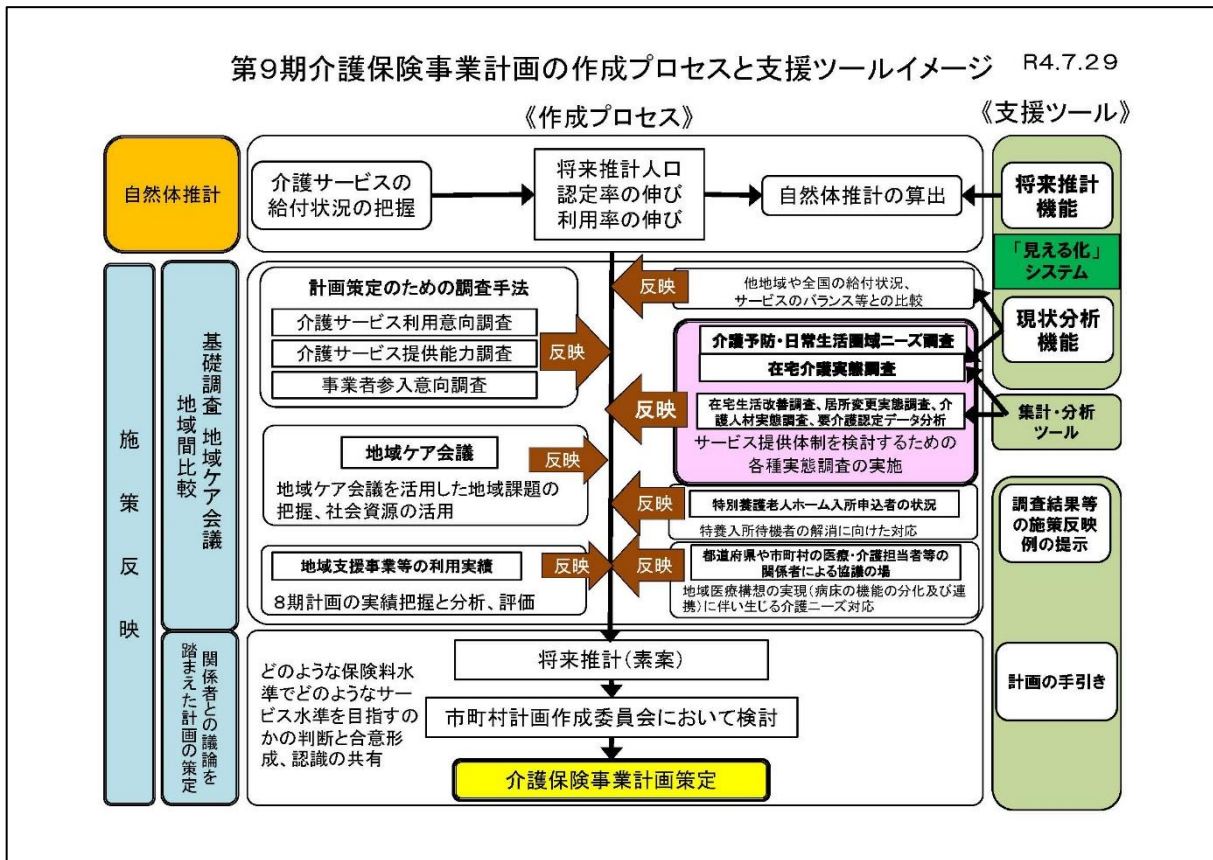
(4) 計画の期間

計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
第 7 期			第 8 期			第 9 期		

(5) 国の動向

■第9期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ(国)



■第9期介護保険事業計画の作成に向けた国の検討事項

社会保障審議会介護保険部会における検討の進め方について

○ 次期制度改正に向けては、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、

- ・2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、
- ・介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保するという視点に基づきつつ、過去の部会報告や全世代型社会保障構築会議での論点、前回の部会でのご意見等を踏まえ、例えば以下に掲げるような点について順次議論していく。

当面検討を行う論点

- ◎地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
 - ・在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的な支援
 - ・医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進
 - ・認知症施策、家族を含めた相談支援体制
 - ・地域における介護予防や社会参加活動の充実
 - ・保険者機能の強化
- ◎介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
- ◎給付と負担
- ◎その他の課題

※検討項目については、今後の議論に応じて見直す。